

広報広聴事業

岩見沢市議会議員と市民との意見交換会

実施報告書



—目次—

1. はじめに
2. 開催概要
3. 報告内容（当日配布資料）
4. 参加者からのご質問等
5. アンケート集計結果
6. 最後に

1. はじめに

令和4年度実施の「市民との意見交換会」も9回目の開催を新庁舎にて、行う事ができました。

遡ること3年前の2月より世界各地で発症した、新型コロナウイルス感染症により、3度にわたり市民の方々と直接お目にかかったの意見交換会を行うことができませんでしたが、感染対策の徹底と感染拡大が落ち着いたことを鑑み、また、新庁舎供用や第20期の議会も最終年を迎えることなどから、慎重に判断しながら、市民の方々を迎えての、直接顔の見える意見交換会を開催できたことに、感謝申し上げます。

これまで開催に当たり、多くの方々に参加いただけるよう様々に趣向を考えてまいりました。今回は開催時間を夕方とし、最初に新議場を見学可能な時間を設けました。少数の方々の参加ではありましたが、久しぶりの直接の御意見を伺うことができ、やはり対面での開催は重要であると再認識させていただきました。

さらに、足を運んでいただくことが難しいことも想定し、動画配信も行い、当日のアンケート調査のほか、メールによる御意見も頂くことができました。頂いた御意見を今後参考にさせていただき、市民の皆様の代表として議会活動を通して負託に添えていきたいと考えております。

議会基本条例が4月より施行され、第21期の新たな議会の中で広報広聴のさらなる充実に向けた取組が行われます。今後とも多くの市民からの御意見を頂けることを切に願います。

岩見沢市議会広報広聴委員会

委員長 武田貞行

副委員長 池島和行

委員 越戸正樹

峯 泰教

宮下 透

日向清一

山田靖廣

猪口満雅

河合清秀

太田博之

2. 開催概要

■実施日時

令和4年10月21日（金）18時より

■開催場所

市役所本庁舎 4階 委員会室

■参加者

議長を除く全議員21名（議長は公務出張のため不在）

【事業内容】

例年開催している市民との意見交換会について、令和元年度から令和3年度までは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市民の皆様と対面での実施ができませんでした。今回は新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、感染防止対策を講じた上で、市民の皆様と対面で実施することとなりました。

実施内容としては、第一部で市議会全般について説明を行い、それに関する意見交換を実施。その後、第二部で第一部で話題にできなかった要望や意見をいただくフリートークを行いました。

【来場者数】

16名

【アンケート回答者数】

14名（回収率87.5%）

3. 報告内容（当日配布資料）

岩見沢市議会議員 と 市民との意見交換会

令和4年10月21日開催

第1部

市議会について
各委員会について

市議会の構成

【議員】 4年ごとの選挙。現在の定数は22人。

【議長・副議長】



市議会の構成

【党派】

市民クラブ(11人)

伊澤幸信、増山宣之、豊岡義博、峯泰教、平野義文、武田貞行、大坂龍起、木村光宏、越戸正樹、篠原藤雄、宮下透

政和会(5人)

野尻清、池島和行、日向清一、古石英仁、石黒武美

公明党(2人)

齊須正友、猪口満雅

日本共産党議員団(2人)

上田久司、山田靖廣

みどりの会(1人)

河合清秀

無所属(1人)

太田博之

市議会の構成

【本会議】

定例会

- 定期的に開かれる会議(年4回)

臨時会

- 必要に応じて開かれる定例会以外の会議

【委員会】

常設の3常任委員会、議会運営委員会、必要に応じて設ける特別委員会がある。

総務常任委員会

【定数】 8人

【構成委員】

区分	氏名	区分	氏名
委員長	峯 泰教	副委員長	古石 英仁
委員	篠原 藤雄	委員	武田 貞行
委員	増山 宣之	委員	日向 清一
委員	山田 靖廣	委員	猪口 満雅

総務常任委員会

【所管事項】

総務部

- 主に広報、庶務、防災、会計、選挙、監査に関すること

情報政策部

- 主にICT、産学官連携、庁内のシステム、セキュリティに関すること

企画財政部

- 主に総合計画、公共交通、財政、契約、税に関すること

教育委員会

- 主に教育委員会運営、ICT教育、小中学校管理、教育指導、給食、文化・スポーツ、子育て、図書館、緑陵高等学校に関すること

※他の常任委員会の所管に属しない事項も

総務常任委員会

【目的】

本会議で付託された議案等について、所管部署から説明を聴取し、議案等に対する態度(原案可決・原案否決等)を決定する。
また、所管部署から懸案事項等の説明聴取も行う。

【活動状況】

○直近5年の委員会開催回数

年	開催回数	年	開催回数
平成29年	15回	令和2年	12回
平成30年	14回	令和3年	21回
令和元年	18回		

民生常任委員会

【定数】 7人

【構成委員】

区分	氏名	区分	氏名
委員長	平野 義文	副委員長	上田 久司
委員	伊澤 幸信	委員	木村 光宏
委員	宮下 透	委員	石黒 武美
委員	河合 清秀		

民生常任委員会

【所管事項】

健康福祉部

- 主に福祉、介護、保健、新型コロナウイルス感染症、生活保護に関すること

市立総合病院

- 主に市立総合病院の管理、市立栗沢病院の管理に関すること

市民環境部

- 主に町会、空き家、市民参画、男女共同参画、交通安全、戸籍、マイナンバーカード、国民健康保険、後期高齢者医療、医療費助成、国民年金、支所、環境保全に関すること

民生常任委員会

【目的】

本会議で付託された議案等について、所管部署から説明を聴取し、議案等に対する態度（原案可決・原案否決等）を決定する。
また、所管部署から懸案事項等の説明聴取も行う。

【活動状況】

○直近5年の委員会開催回数

年	開催回数	年	開催回数
平成29年	8回	令和2年	11回
平成30年	9回	令和3年	14回
令和元年	9回		

経済建設常任委員会

【定数】

7人

【構成委員】

区分	氏名	区分	氏名
委員長	野尻 清	副委員長	齊須 正友
委員	大坂 龍起	委員	越戸 正樹
委員	豊岡 義博	委員	池島 和行
委員	太田 博之		

経済建設常任委員会

【所管事項】

農政部

- 主に新規就農、農業経営、農業DX、畜産経営、林業、鳥獣対策、土地改良、農業委員会に関する事

建設部

- 主に道路・河川管理、北村遊水地、除排雪、公園管理、都市計画、市営住宅管理に関する事

経済部

- 主に商工業、創業、プレミアム商品券、雇用、市街地活性化、観光、企業立地に関する事

水道部

- 主に水道の管理営業、水道施設の維持管理、下水道施設の維持管理に関する事

経済建設常任委員会

【目的】

本会議で付託された議案等について、所管部署から説明を聴取し、議案等に対する態度（原案可決・原案否決等）を決定する。
また、所管部署から懸案事項等の説明聴取も行う。

【活動状況】

○直近5年の委員会開催回数

年	開催回数	年	開催回数
平成29年	10回	令和2年	8回
平成30年	9回	令和3年	14回
令和元年	10回		

議会運営委員会

【定数】 8人

【構成委員】

区分	氏名	区分	氏名
委員長	宮下 透	副委員長	池島 和行
委員	武田 貞行	委員	平野 義文
委員	峯 泰教	委員	日向 清一
委員	山田 靖廣	委員	猪口 満雅

議会運営委員会

【所管事項】

議会運営

議案

議長の諮問事項

請願・陳情等

【目的】

会期の内定、議案の取扱い、その他議会運営について協議し、議会運営が円滑に進められるようにする。

議会運営委員会

【活動状況】

○直近5年の委員会開催回数

年	開催回数	年	開催回数
平成29年	21回	令和2年	20回
平成30年	14回	令和3年	23回
令和元年	18回		

その他の委員会

【広報広聴委員会】

市議会だよりの発行、市議会HP等の広報、その他広聴に関することを協議する。

【議会改革委員会】

議会基本条例制定やペーパーレス議会等の議会改革に関することを協議する。

【新病院建設 特別委員会】

新病院建設に関することを協議する。

【総合戦略 特別委員会】

総合戦略に関することを協議する。

質疑・応答

第2部

フリートークコーナー

岩見沢市議会基本条例(素案)について

● 議会基本条例とは

議会の基本理念や活動原則等の基本的な事項を定めた条例で、議会運営に関する最高規範として位置づけられるものです。

● 岩見沢市議会基本条例(素案)について

◆ これまでの経緯

地方議会において議会改革の取組が広がる中で、その取組を継続・発展させるために、議会基本条例を制定する動きが広がっています。
岩見沢市議会では、議会改革の一環として、令和3年3月に議長の諮問を受け、ワーキンググループで条例制定に向けた検討を重ね、このたび条例(素案)を作成しました。

◆ 条例の目的

- 岩見沢市議会と議員の責務、活動の原則、その他の議会に関する基本的な事項を定めること。
- これらの事項を明らかにすることで、議会の共通認識とすること。
- この条例に基づいた議会運営を行うことにより、市民の負担にこたえ、市民福祉の向上と市政の発展に寄与すること。

◆ 今後の予定

いただいたご意見を参考にしながら最終調整を行い、令和4年12月の定例会に提出、令和5年度施行に向けて取り組んでまいります。



● 議会基本条例(素案)の構成

前文 (調整中)

第1章 総則 (第1条-第2条)

この条例を制定する目的と、議会及び議員の基本理念を定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則 (第3条-第9条)

議会活動の原則、議員活動の原則、議員の政治倫理、議会の合意形成などについて定めています。

第3章 市民参加及び市民との連携 (第10条)

議会広報の充実、市民の意見を聴く機会の確保などについて定めています。

第4章 議会と市長等との関係 (第11条-第12条)

市長をはじめとする執行機関との関係について定め、市政の発展に取り組むことを定めています。

第5章 委員会の活動 (第13条-第14条)

委員会が本会議における審議や議決を行うための調査機関としての役割を担うことを定めています。

第6章 議員定数及び報酬等 (第15条-第17条)

議員定数、議員報酬、政務活動費について定めています。

第7章 議会の機能強化 (第18条-第23条)

議会改革、議員の研修、調査研究などについて定めています。

第8章 最高規範性及び算直し (第24条-第25条)

この条例が議会の最高規範であること、条例制定後の見直しなどについて定めています。

ご参加ありがとうございました

お気をつけてお帰り下さい

岩見沢市議会議員
と
市民との意見交換会

岩見沢市議会基本条例（素案）にご意見をお寄せください。

岩見沢市議会では、議会基本条例の制定に向けて、このたび素案を取りまとめました。この素案に対するご意見をお寄せください。

○ これまでの経過と今後の予定

議会改革の一環として、岩見沢市議会の基本理念や活動原則等を定める議会基本条例の制定に向けて検討を重ね、素案を作成しました。

今後はいただいたご意見を参考にしながら最終調整を行い、令和4年12月の定例会に提出、令和5年度施行に向けて取り組んでまいります。

○ 議会基本条例（素案）の構成

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第9条）

第3章 市民参加及び市民との連携（第10条）

第4章 議会と市長等との関係（第11条・第12条）

第5章 委員会の活動（第13条・第14条）

第6章 議員定数及び報酬等（第15条—第17条）

第7章 議会の機能強化（第18条—第23条）

第8章 最高規範性及び見直し（第24条・第25条）



◆ 素案と意見提出様式の配布場所

- ・市役所1階 総合案内 ・市役所4階 議会事務局窓口
- ・北村・栗沢支所、幌向、朝日、美流渡、有明の各市民サービスセンター

※ 市議会ホームページからもダウンロードできます。



◆ 提出方法

- ① 意見提出様式に、氏名、住所、連絡先、意見等を記入
- ② 郵送、ファックス、Eメール、または直接、議会事務局に提出
(必要事項が記載されていれば、任意の用紙でも可)

◆ 提出先

〒068-8686

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市議会事務局（市役所4階）

F A X 25-5503

Eメール gikai@i-hamanasu.jp

◆ 募集期間

令和4年10月14日（金）～10月31日（月）

※ 郵送の場合は、令和4年10月31日必着

問合せ先：岩見沢市議会事務局 電話35-4907

岩見沢市議会基本条例（素案）に対するパブリックコメント
意見提出様式

提出年月日：令和4年10月 日

氏名（※必須）		
住所（※必須）		
連絡先 （※いずれか1つ必須）	電話	
	Eメール	

資料該当箇所 ※第〇条、または 〇号・〇行目	ご意見・ご提案の内容

※ お寄せいただいたご意見・ご提案は公開する予定です（個人情報を除く）。

募集期間：令和4年10月14日（金）～ 令和4年10月31日（月）

（郵送の場合は令和4年10月31日必着）

岩見沢市議会基本条例(素案)について

● 議会基本条例とは

議会の基本理念や活動原則等の基本的な事項を定めた条例で、議会運営に関する最高規範として位置づけられるものです。

● 岩見沢市議会基本条例(素案)について

◆ これまでの経過

地方議会において議会改革の取組が広がる中で、その取組を継続・発展させるために、議会基本条例を制定する動きが広がっています。

岩見沢市議会では、議会改革の一環として、令和3年3月に議長の諮問を受け、ワーキンググループで条例制定に向けた検討を重ね、このたび条例(素案)を作成しました。

◆ 条例の目的

- 岩見沢市議会と議員の責務、活動の原則、その他の議会に関する基本的な事項を定めること。
- これらの事項を明らかにすることで、議会の共通認識とすること。
- この条例に基づいた議会運営を行うことにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上と市政の発展に寄与すること。

◆ 今後の予定

いただいたご意見等を参考にしながら最終調整を行い、令和4年12月の定例会に提出、令和5年度施行に向けて取り組んでまいります。



● 議会基本条例(素案)の構成

前文 (調整中)

第1章 総則 (第1条・第2条)

この条例を制定にする目的と、議会及び議員の基本理念を定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則 (第3条—第9条)

議会活動の原則、議員活動の原則、議員の政治倫理、議会の合意形成などについて定めています。

第3章 市民参加及び市民との連携 (第10条)

議会広報の充実、市民の意見を聴く機会の確保などについて定めています。

第4章 議会と市長等との関係 (第11条・第12条)

市長をはじめとする執行機関との関係について定め、市政の発展に取り組むことを定めています。

第5章 委員会の活動(第13条・第14条)

委員会が本会議における審議や表決を行うための調査機関としての役割を担うことを定めています。

第6章 議員定数及び報酬等(第15条—第17条)

議員定数、議員報酬、政務活動費について定めています。

第7章 議会の機能強化 (第18条—第23条)

議会改革、議員の研修、調査研究などについて定めています。

第8章 最高規範性及び見直し (第24条・第25条)

この条例が議会の最高規範であること、条例制定後の見直しなどについて定めています。

岩見沢市議会基本条例（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）	・ ・ ・ ・ ・	1
第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第9条）	・ ・ ・ ・ ・	2
第3章 市民参加及び市民との連携（第10条）	・ ・ ・ ・ ・	6
第4章 議会と市長等との関係（第11条・第12条）	・ ・ ・ ・ ・	7
第5章 委員会の活動（第13条・第14条）	・ ・ ・ ・ ・	8
第6章 議員定数及び報酬等（第15条—第17条）	・ ・ ・ ・ ・	9
第7章 議会の機能強化（第18条—第23条）	・ ・ ・ ・ ・	10
第8章 最高規範性及び見直し（第24条・第25条）	・ ・ ・ ・ ・	12

令和4年10月

岩見沢市議会

前文 (調整中)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制における岩見沢市議会（以下「議会」という）及び岩見沢市議会議員（以下「議員」という）の責務、活動の原則その他の議会に関する基本的な事項を定めることにより、岩見沢市民の負託にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例は、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とし、議会における基本的な事項を定めるものであることを明文化しています。

●「二元代表制」とは

地方公共団体の執行機関（管理・執行権を有し、担任する事務について、地方公共団体としての意思を自ら決定し、外部に表示することができる機関）としての市長と、議決機関としての議会の議員を、いずれも市民の直接選挙で選ぶことにより、市長と議会それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図ることによって、地方自治の公正・適正かつ円滑な運営を実現しようとする仕組みのことをいいます。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における意思決定機関として、その責務を果たすものとする。

2 議員は、前項の意思決定機関の構成員として、その責務を果たすものとする。

【解説】

議会及び議員としての基本理念について定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会活動の原則)

第3条 議会は、市政における意思決定機関であることを認識し、次に掲げる原則に基づき行動しなければならない。

- (1) 市長等による事務の執行を監視し、けん制し、評価を行うこと。
- (2) 多様な市民の意見を把握し、市政に反映できるよう市民参画の拡充に努めること。
- (3) 意思決定にあたって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通し、合意形成に努めること。
- (4) 公正性及び透明性を確保した議会運営を目指し、市民から信頼される議会を目指すこと。
- (5) この条例の趣旨を踏まえ、議会に関して定められた条例、規則等及び議会内の申し合わせ事項等を継続的に見直すこと。

【解説】

議会の活動原則を定めています。

- (1) 市長等の執行機関との対等かつ緊張ある関係を保持しながら市政運営を監視・けん制する役割があることについて定めています。
- (2) 政策や議決事項などの意思決定を行う際に、市民の意思を反映することができるようにするため、市民参画の拡充に努めることを定めています。
- (3) 意思決定にあたって、議員間や市長等と自由かつ達な討議を行い、合意形成に努めることを定めています。
- (4) 公正性及び透明性を確保した議会運営を行い、市民から信頼される議会を目指すことを定めています。
- (5) この条例に定められた事項等と照らし合わせ、関連する条例や規則等について、この条例の趣旨が反映されるよう継続的に見直しを行うことを定めています。

(議員活動の原則)

第4条 議員は、選挙で選ばれた市民全体の代表であることを自覚し、次に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 市民がまちづくりの主体であることを認識し、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市全体のまちづくりの視点で市民福祉の向上を目指して活動すること。
- (2) 市政の課題全般について、広く市民の意思を把握し、これを政策形成に反映できるように努めること。
- (3) 議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究、自己研鑽に努めること。
- (4) 議会活動について、積極的に情報の発信を行うとともに説明責任を果たすこと。

【解説】

議員の活動原則を定めています。

- (1) 市民がまちづくりの主体であることを認識した上で、一部の市民や地域の代表ではなく、市民全体の代表であることを自覚し、市民福祉の向上を目指し活動することを定めています。
- (2) 議員は、日頃から市政の現状や課題、市民の意見等を把握するように努め、その意見等を政策形成に反映できるよう活動することを定めています。
- (3) 日頃から、調査研究と自己研鑽に励み、議会における審議及び政策立案活動に努めることを定めています。
- (4) 自らの議会活動について、様々な方法を用いて情報を発信し、積極的に市民へ説明することで説明責任を全うすることを定めています。

(議員の政治倫理)

第5条 議員は、市民全体の奉仕者として、政治倫理及び人格の向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、岩見沢市議会議員政治倫理規程（平成27年議会告示第1号）の定めるところによる。

【解説】

議員は、市民全体の奉仕者として、人格の向上に努めるとともに、常に政治倫理意識に徹した議会活動を、良心に従って誠実かつ公正に行うことを定めています。

● 「岩見沢市議会議員政治倫理規程」とは

市民の信託に応えるため、常に政治倫理意識に徹した議員活動を行うことを目的とし、議員として遵守すべき事項について定めています。

(議長及び副議長)

第6条 議長は、議会を代表する立場として中立かつ公平な職務を行い、議会の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理する。

2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用する。この場合において、同項中「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。

【解説】

1 議長の責務と役割について定めています。議長は議会代表権や議事整理権を有し、公平な議会運営に努める義務があることを定めたものです。

2 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うことを定めたものです。

● 「議長」・「副議長」とは

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、市議会の代表であり、議場の秩序を保ち、会議を進め、市議会の事務を指揮・監督します。副議長は、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときに、議長に代わってその仕事を行います。

(会 派)

第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議会運営、政策形成に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

会派の定義について定めています。

本市議会では議会運営にあたり、会派間で調整を行い、合意形成に努めています。

●「会派」とは

議会において共通する政策、意見、考え方をもち議員の集まりをいいます。

(議会の合意形成)

第8条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の公平で自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査にあたり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすように努めるものとする。

【解説】

議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員同士で議論を尽くすために自由な討議を行うことを定めています。本会議及び委員会においても、必要に応じて議員相互間の議論を尽くすように努めることを定めています。

(災害時の議会対応)

第9条 議会は、災害等の緊急の事態が発生したときは、総合的かつ機能的な活動を図ることができるようにするため、危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 議会は、災害復旧に必要な予算を迅速に決定するなど復興に向け積極的に役割を果たすよう努めなければならない。

3 災害時の議会の行動基準等については、別に定める。

【解説】

議会は、災害等の緊急事態が発生した場合においても、災害復旧に必要な予算を迅速に決定するなど、復興に向けて積極的に役割を果たし、災害時の行動基準を定めるなど、議会機能を維持するための体制整備に努めることを定めています。

第3章 市民参加及び市民との連携

(市民参加及び市民との連携)

第10条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用し、議会広報の充実を図らなければならない。

2 議会は、市民の意向を議会活動に反映することが出来るよう、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めなければならない。

3 本会議及び委員会は、公開を原則とする。

4 議会は、地方自治法に規定された公聴会制度及び参考人制度を十分活用し、市民の専門的な識見等を議会の政策形成に反映させるよう努めなければならない。

【解説】

1 ホームページ、SNS等の多様な情報公開手段を活用し、議会広報の充実を図ることを定めています。

2 市民の意見を議会活動に反映することが出来るよう、市民の意見を聴取する機会を確保することを定めています。

3 本会議及び委員会は、公開で行うことを定めています。

4 地方自治法に規定されている公聴会や参考人の制度を活用し、専門的な識見等を吸収し、議会の政策形成に反映させるよう努めることを定めています。

● 地方自治法 第百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第4章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等の執行機関と対等で緊張感のある関係を構築し、市長等の事務の執行を監視及びけん制し、評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通して、市政の発展に取り組むものとする。

2 本会議及び委員会における質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一括方式によるほか、一問一答方式で行うことができる。

3 市長等は議員からの質疑及び質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

【解説】

1 議会は、市長等の執行機関と対等で緊張感ある関係を構築しつつ、市政運営を監視及びけん制し、市政の発展に取り組むことを定めています。

2 本会議及び委員会での質問及び質疑の際は、論点や争点を明確にするために、一括方式又は一問一答方式で質問することができることを定めています。

3 市長等は、論点を整理したうえで議論を深めることを目的として、反問することができることを定めています。

● 「質疑」「質問」とは

「質疑」とは、いま議題となっている議案などのわからない点や、詳しく知りたいことについて聞くことをいいます。

「質問」とは、議案とは関係なく、市の行政全般について、現在の状況やこれからの考えを聞くことをいいます。

● 「一括方式」「一問一答方式」とは

「一括方式」とは、一人の議員がまとめて複数の質疑（質問）を行い、それに対して執行機関が答弁し、それを最大3回まで繰り返していく方式をいいます。

「一問一答方式」とは、一人の議員が一つの質疑（質問）を行い、それに対して執行機関が答弁し、それを制限時間内で何回も繰り返していく方式をいいます。

(政策等に対する説明の要求)

第12条 議会は、市長等が政策を提案した場合、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

【解説】

市長等が提案する重要な政策に対し、議会において十分に審議するために、必要な情報を提供するよう求めることができることを定めています。

第5章 委員会の活動

(委員会の役割)

第13条 委員会は、本会議における能率的な審議及び表決を行うため、審査機関及び調査機関としての役割を担うものとする。

2 委員会は、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その専門性及び特性を十分発揮しなければならない。

【解説】

委員会は、本会議における審議や表決を行うための調査機関としての役割を担うことを定めています。専門性及び特定を活かして、市政の課題に適切に対応することを定めています。

●「委員会」とは

常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の3つがあります。

「常任委員会」… 本市議会には、総務・民生・経済建設の3つの常任委員会があります。議案その他の必要な議決事項を、本会議の中できめ細かく審議することは困難であるため、専門的・能率的に審査する常設機関として設置されています。全議員がいずれかの常任委員会に所属しています。

「特別委員会」… 特定の問題について、議会が特に必要と認めるときに、その都度、特別委員会を設けて調査や審査をすることができます。

「議会運営委員会」… 議会の運営が円滑に行われるよう、議会の運営に関する様々な問題について協議する機関として設けられています。

(委員会の運営)

第14条 委員会は、委員の資質向上及び政策の充実に資するため、独自に調査研究するよう努めるものとする。

2 委員会は、審査及び調査に当たっては、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

【解説】

委員会は、各所管に属する事務について、積極的に調査・研究を進めることを定めています。審査・調査にあたっては、市民に分かりやすい議論を行うことを定めています。

第6章 議員定数及び報酬等

(議員定数)

第15条 議員定数は、市政の現状及び課題、議会の審議能力並びに市民意思の適正な反映を確保するなど、総合的な観点から、別に条例で定める。

【解説】

議員定数については、岩見沢市議会議員定数条例で定めています。議員定数の見直しにあたっては、市政の現状と課題、将来の予測等を十分に考慮するとともに、議会の審議能力と市民意思の適正な反映を確保するなど、総合的な観点から検討することを定めています。

(議員報酬)

第16条 議員報酬等は、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本として、別に条例で定める。

【解説】

議員報酬については、岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例で定めています。

また、議員が市議会等を長期間欠席した場合の減額については、岩見沢市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例で定めています。

(政務活動費)

第17条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政策立案又は議案等の審議及び審査のための調査研究等に資する活動費用として活用し、その用途を収支報告書とともに報告し、透明性を確保しなければならない。

2 政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、調査研究等に資する活動費用として活用し、その用途を収支報告書と共に報告し、透明性を確保しなければならないことを定めています。

岩見沢市議会では、ホームページ及び市情報公開コーナーで、収支報告書等を公開しています。政務活動費の交付に必要な手続き、用途基準、収支報告などの規定については、岩見沢市議会政務活動費の交付に関する条例で定めています。

第7章 議会の機能強化

(議会改革)

第18条 議会は、社会環境及び経済情勢等の変化を的確に把握し、新たに生ずる市政の課題を適切かつ迅速に対応するため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

【解説】

議会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、日頃から継続的に議会改革に取り組むことを定めています。

(議員研修の充実強化)

第19条 議会は、市政の課題を多角的な視点から捉え、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修及び調査研究の実施状況を、議会広報、ホームページその他の広報活動により公開するものとする。

【解説】

議員の政策立案能力等の向上を目的とした議員研修の実施に努めることを定めています。また、議員研修の実施状況等を市民へ公開することを定めています。

(調査研究のための機関の設置)

第20条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、調査のための機関を置くことができる。

2 専門的事項に係る調査を行うときは、必要に応じて、学識経験者等を活用するものとする。

【解説】

議会は、議案の審査や事務に関する調査を行うために、特別委員会等、専門の機関を設置し、必要に応じて専門家の知見を活用することができことを定めたものです。

● 地方自治法 第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議長は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査活動の充実及び法制能力の強化を図るとともに、議会事務局の組織体制の充実に努めるものとする。

【解説】

議会活動を補助する議会事務局の体制整備について、議長は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、組織体制の充実に努めることを定めています。

(議会図書室の充実)

第22条 議会は、議員の調査研究のため必要な図書その他必要な資料を収集し、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。
2 議会図書室の管理運営について必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

議会図書室は、地方自治法の規定により議員の調査研究のために設置するものとされており、議員の政策立案機能強化のために、議会図書室を適正に管理運営することを定めています。議会図書室の管理運営について必要な事項は、岩見沢市議会図書室条例で定めています。

(予算の確保)

第23条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、市長に対し、必要な予算を確保するよう求めることができる。

【解説】

議会は、二元代表制のもとで、議事機関としての機能を果たしていくため、市長と協議・調整を行い、必要な予算を確保するよう求めることとしています。

第8章 最高規範性及び見直し

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定し、及び改廃してはならない。

2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例及び規則等を遵守し、議会を運営しなければならない。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始日以後、速やかに、この条例の研修を行うものとする。

【解説】

この条例が市議会の最高規範であることから、議会に関する条例や規則、要綱等を制定する際は、この条例と整合を図らなければならないことを定めています。

議会や議員は、常に条例に定める理念や原則、これに関連する条例等を遵守し、議会を運営しなければならないことを定めています。

議員がこの条例を十分に理解するために、市議会議員選挙を経た任期開始後に、速やかに議員全員で条例に関する研修会を行うことを定めています。

(見直し手続き)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、毎年、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果により、この条例の改正を含む適切な措置を講じなければならない。

3 議会がこの条例を改正するときは、本会議において、改正の理由及び経緯を詳しく説明しなければならない。

【解説】

議会がこの条例の目的が達成されているかどうか、毎年、議会運営委員会において検証することを定めています。

議会運営委員会での検証の結果、見直すべき事項がある場合は、措置を講ずるよう議長に答申することを定めています。

本条例を改正する場合は、理由及び経緯を市民に伝わるよう、詳しく説明しなければならないことを定めています。

4. 参加者からのご質問等

【ご質問内容】

参加者中、約7名の方からご質問及びご意見を頂きました。ご質問や回答は紙面の都合上、一部抜粋しており、回答については一部加筆・訂正させていただきます。

	ご質問等	回答
第一部	議会運営委員会や常任委員会以外のその他の委員会は、どのように設置されるのか。	その他の委員会は議長の諮問を受けて、特別委員会はある場合に議会の議決で設置される。
	ペーパーレス議会は進んでいるのか。	委員会の開催通知等をハガキやFAXで行っていたが、令和3年からは携帯電話やパソコンでのメールに変えた。また、今年の10月からはタブレットを導入しており、将来的には100%のペーパーレスを目指している。
第二部	議員定数の考え方は。	全国の自治体の議員定数と行政面積を調査・研究したり、市民との意見交換の場や議員個人個人の支持者からの声などを聴取したりして総合的に決めた。
	政務活動費を使用した会派での行政視察は行っているのか。	新型コロナウイルスの影響により、令和2年度、3年度は行けてないが、令和4年度は各会派順次行っている。

※参加者からのご質問・ご意見及び議員の回答内容については、録画配信しておりますので、詳細につきましては、右記QRコードまたはGoogle等インターネット検索欄に「岩見沢市議会 YouTube」と検索の上、ご確認ください。



5. アンケート集計結果

- 実施日 令和4年10月21日（金）
- 会場 市役所本庁舎4階委員会室
- 来場者数 16名
- アンケート回答者数 14名（回収率87.5%）

■今回の市民との意見交換会について■

Q1 皆さまについてお聞かせください。

年齢（参考：アンケート回答者14人の平均年齢 61.4歳）

答え	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	無回答
人数		2	4	1	4	3	

性別 A 男性 B 女性

答え	男性	女性	無回答
人数	13	1	

Q2 今回の開催について、どのようにお知りになりましたか。 ※複数回答あり

- A 市議会ホームページ B 市議会だより C 市議会フェイスブック
D 意見交換会ポスター E 知人 F 新聞など G その他

答え	ホームページ	議会だより	フェイスブック	ポスター	知人	新聞など	その他	無回答
人数	1	4	2	2	6	2	2	

G その他で記載のあったもの

- ・議員から聞いた

Q3 参加しようと思ったきっかけは。 ※複数回答あり

- A 市議会に関心がある B 報告内容に興味がある C その他

答え	市議会に関心がある	報告内容に興味がある	その他	無回答
人数	8	5	2	

C その他で記載のあったもの

- ・現在の主要な話題等について知りたいと思って
- ・議員定数について

Q4 参加した感想についてお聞かせください。

今回のテーマ（議会の紹介・意見交換）について

A 良い B 普通 C 悪い D その他

答え	良い	普通	悪い	その他	無回答
人数	1	10		1	2

D その他で記載のあったもの

- ・議員の皆さんの市に対する考え方、将来に対する思いを聞きたかった

日時の設定について

A 良い B 平日昼間が良い C 土日昼間が良い D その他

答え	良い	平日昼間	土日昼間	その他	無回答
人数	11	1	1		1

会場の設定について

A 良い B 悪い C その他

答え	良い	悪い	その他	無回答
人数	11	1	1	1

C その他で記載のあったもの

- ・もう少し市民が参加しやすい雰囲気で行うべき

今後の開催について

A 必要 B 必要ない C わからない

答え	必要	必要ない	わからない	無回答
人数	13			1

Q5 今後の意見交換会について、どのようなテーマであれば参加したいと思いますか？

その他、今回の意見交換会でお気づきの点等ありましたらご記入ください。

- ・「岩見沢の良さ」の発信をする方法をみんなで考えたいです。もっと岩見沢の存在を知らしめることが大切だと思います。このままだと、岩見沢は元気のない地域になってしまいます。岩見沢を全国に知ってもらいたいです。
- ・行政（市役所）の透明化、効率化、使いやすさ、職員の健康、働きやすさ等をテーマにした意見交換会の開催を希望します。
- ・市民の皆さんの身近な問題を聞く会。
- ・議会傍聴奨励会の進め方 一工夫ありと今回は思いました。
- ・意見交換会についてテーマを絞り込み、プレゼンをしてはどうかと思います。例えば、「現在の岩見沢の懸案事項・課題」それに対する市議会としての議論過程、市議会としての方針はこうだ・・・。

- ・「将来の岩見沢、魅力ある岩見沢の街づくり」について議員さんとの意見交換会としては。
- ・どうしたら市民が議論してほしいという声を汲み取れるか。
- ・活動報告等の情報発信と市民連携の方法についてなど。

■岩見沢市議会について■

Q6 これまでに市議会（本会議・委員会など）を傍聴したことはありますか。

A はい B いいえ C ご意見

答え	はい	いいえ	ご意見	無回答
人数	9	5		

Q7 これまでに市議会だよりを読んだことはありますか。

A はい B いいえ C ご意見

答え	はい	いいえ	ご意見	無回答
人数	14			

Q8 市議会ポスターを見たことはありますか。

A はい B いいえ C ご意見

答え	はい	いいえ	ご意見	無回答
人数	10	5		

Q9 市議会フェイスブックを見たことはありますか。

A はい B いいえ C ご意見

答え	はい	いいえ	ご意見	無回答
人数	5	9		

Q10 本会議のインターネット中継（市議会 YouTube チャンネル）を見たことはありますか。

答え	はい	いいえ	ご意見	無回答
人数	4	10		

Q11 その他、岩見沢市議会へのご意見・ご要望などありましたらご記入ください。

- ・一問一答形式に、簡潔に応答し合わないと時間が足りない。議員さんの言いたいことは多いと思うが、話が長すぎて質疑の時間が喰われた感じがあった。
- ・女性の議員が1名もいないのは今の時代問題だと思う。個別の苦情を訴える場になって残念。市議がこれらの苦情を聞いていないからこういう場で話し出すと思う。
- ・議会側の説明も大切でしょうが、「意見交換会」ですので、参加者からの意見を取り扱う方向で開催したらよいと思います。また、議員定数問題については、有識者（第三者）も委員として意見を出してもらえるようにしたらどうでしょうか。議員のみで議員定数を決めるのは再考していただきたいと思います。
- ・委員会の活動内容に「人口減少対策」「防災対策」のキーワードと思われる事項が所管事項では不明になっているように思います。
- ・定数問題での議会と市民の意識の乖離は大きいと感じました。市民目線は厳しいことを議会は認識すべきと思う。
- ・定例会の開催の告知、街頭放送も利用してもいいかなと思います。
- ・政策立案、意思決定の他、市政運営の在り方、税金の使われ方、職員の健康等についても、よりよい在り方を探し出すことも議会の重要な役割だと考えます。また、できるだけ、多くの市民が市政に参加できる仕組みについても、もっと力を注ぐべきであると感じています。議員の皆様は市民の代表として、その責務を果たすべくより一層、力を尽くしていただきたいです。よろしく願いいたします。
- ・懇談会を毎月どこかで開いてほしい。懇談会は主に市民の苦情等を聞く場にしてほしい。懇談会の雰囲気は堅苦しいので、有志で飲みながらの懇談会もあってもいいかも。市議の皆様が市民に溶け込むようなイベントの企画が必要で、会議だけでは住民との一体化は難しい。
- ・自分たちのアピールが主になっていませんか。庶民には毎日の生活が一番大事、庶民相手に自分のレベルで対応していませんか。活動内容を自分のレベルで伝えていませんか（テキストより漫画）。
- ・懇談会の中で、投票率の低下もあり、議会改革のお話がありましたので、庶民の感覚を述べさせていただきますが、市長が以前、市の職員は市民の御用聞きであるべきだと言っていたのが印象に残っています。私は、議員は正にそうあるべきと思いますが、それができていないのでは。
- ・議員は何をしているのか見えない。
- ・誰に相談すればよいのか分からない。
- ・票が大事だから組織に属さない人は気にしないのでは。
- ・議員の中には偉そうに踏ん返っている議員もいます。
- ・もっと積極的に市民に溶け込んでいく姿勢が大事、いろいろな会合に参加して苦情を聞くとか、選挙のときだけ名前を連呼されてもうるさいだけ。
- ・特定の人だけでなく、幅広く市民に溶け込む活動をしていますか。
- ・自分や特定の団体の利益を優先していませんか。

- ・自分は何を思い、何をしたのか、結果はどうなのか、これからどのように行動するのか、これらができる議員ですか。
- ・懇談会を毎月どこかで開催し、主に市民の苦情等を聞く場にしてほしい
- ・懇談会の雰囲気は堅苦しい、有志で飲みながらの懇談会もあってもいいかも
- ・市議の皆様が市民に溶け込むようなイベントの企画、会議だけでは住民との一体化は難しい。

■市民の皆様のご意見・ご要望について■

この度は、意見交換会にご来場いただき、誠にありがとうございました。お忙しいところ、貴重なお時間を割いていただき、感謝申し上げます。

皆様からいただいた多くのご意見・ご要望については、大変貴重なものであり、今後の議員活動において、参考とさせていただきます。

引き続き、皆様のご意見・ご要望を踏まえ、市民生活の向上のために、議員一丸となって、全力で取り組む所存であります。皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

6. 最後に

岩見沢市議会広報広聴事業
岩見沢市議会議員と市民との意見交換会を終えて

岩見沢市議会では市民に開かれた議会を目指して、平成26年度に各常任委員会で行った他都市調査報告会を初開催し、その検証結果を踏まえ、平成28年度からはより意見交換の要素を強くして開催をいたしました。

令和元年度から令和3年度までは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、市民の皆様と対面での実施ができませんでした。しかし、9回目となる今回は、コロナ禍の状況を鑑み、感染防止対策を講じた上で、市民の皆様と対面で実施することができました。また、会場は市役所本庁舎4階の委員会室とし、市民の皆様にも、新議場をはじめとした新しい議会設備を御覧いただけたかと思えます。

あいにく、私は公務出張のため、当日は不在となりましたが、市民の皆様にご参加いただき、また、多様な御意見・御要望をいただいたことに、感謝を申し上げます。今後の議会としての活動に向けて、大きな意義を持つものとなりました。誠にありがとうございました。

今後も市民に信頼される議会、より身近な議会の実現に向けて努力し、二元代表制の下、市長をはじめとする執行機関と切磋琢磨して、岩見沢市政の発展に寄与できるように務めてまいります。

御協力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

岩見沢市議会議長
篠原 藤雄